

不利益処分の処分基準

処 分 の 内 容		入館の制限
所 管 部 課 係 名		教育総務部公民館
根 拠 法 令 及 び 条 項		新座市立公民館条例第13条 管理者は、他の利用者に迷惑を及ぼすおそれがあると認められる者その他入館が不適当と認められる者に対しては、公民館への入館を拒み、又は公民館からの退館を命じることができる。
処 分 基 準	関 係 条 項	
	基 準 (未設定の場合はその理由)	
	参 考 事 項	
	設 定 等 年 月 日	平成 年 月 日設定 (平成 年 月 日最終変更)